

平成21年(行ウ)第2号 損害賠償請求訴訟(住民訴訟)

原告 小林洋一 他1名

和泉市長 井坂善行他1名

## 原告 第2準備書面

平成21年7月7日

大阪地方裁判所 第7民事部合3B係御中

原告 小林洋一

原告 小林昌子

原告らは以下被告らの平成21年7月7日付け準備書面に反論する。

### 第1 準備書面に対する認否

- 1 原告らの主張の整理 認める
- 2 被告らの反論 否認し以下反論する

### 第2 準備書面への反論

#### 1 主位的請求 について

別件事件において認められた不当利得返還請求権と退会給付金制度廃止に伴う清算金は法的にも実質的にも全く別の債権であり(以下2において詳述)、この清算金の一部を合理的理由もなく不当利得返還請求権に充当することを合意したため、不当利得返還請求権が消滅した。このような合意を行わなければ和泉市らは不当利得返還請求権に見合う金員を受領できたわけで、和泉市及び病院事業に損害を与えたことは明白である。

この合意は互助会の申込みに対する和泉市らの承諾であり、まさしく契約にあた

りこれ自体財務会計行為であり、且つ不当利得返還請求権という債権の管理を怠る事実にも相当する。

## 2 予備的請求 について

### ア 清算金の法的性格について

清算金の法的性格については、既に訴状3及び4頁で述べているところであるが、その要点は本件清算金の財源である流動資産(責任準備金)700億円は将来の退会給付金の給付に備えて積み立てたものであり、従って退会給付金制度廃止にともない当然にしてこれを自治体及び会員に返還すべきものである。特に和泉市と互助会間には退会給付金制度を含む給付制度を内容とする委託契約(甲4号証)が結ばれており、この退会給付金制度の廃止に伴い和泉市は互助会に対し債務不履行による損害賠償請求権を有することとなり、本件清算金はその履行と解すべきである。従って被告らの清算金は互助会が任意に履行したものと主張は失当である。

そのように考えると責任準備金700億円の自治体と会員への配分は、当然それぞれの互助会への支出金(自治体の補給金、会員の会費)の比率(自治体2;会員1)で行われるのが合理的である。しかしながら互助会は会員に会費相当分として600億円を配分し、その残りの100億円を自治体に配分した。この配分は何ら合理的理由が無いもので、又実質的にみても互助会への会費は退会給付金以外にも一般給付や互助会運営費等に費消されており、その点からしても会費の全額を会員に返還すべき理由もない。

そのように考えると自治体への返還金の100億円は過小に過ぎるものであり、自治体は互助会に対し更に多くの清算金を要求できる立場にあったわけで、況や互助会の他の債権の弁済にこれを充当すべき理由は無い。

### イ 互助会の負担する不当利得返還債務と清算金債務との関係について

被告らは不当利得返還債務と清算金債務とは法的発生原因が異なるものの、補給金の一部を返還する意味において共通であると主張する。

これらの債務がいずれも補給金を共通の原資としているか否かは後述するが、不当利得返還請求権は違法な補給金の支出の返還であり、清算金の返還は

互助会の債務不履行に伴う損害賠償金であるからそれらは全く別のものであり、仮にそれらを構成する原資の一部が同一であったとしても、返還金の受領時に互助会と自治体(和泉市、及び和泉市立病院)間で返還金が不当利得返還請求権の一部を構成するとの明示的な合意があればともかく、そのような合意が無い以上それらは別の債権と考えるべきである。

以上から被告らの主張は失当であるが、敢えて被告らの主張にそって検討すると。

被告はいずれの債権も自治体からの補給金を原資としていることは共通していると主張するが、清算金の原資は自治体からの補給金以外に会員の掛金、運用利益からなっており、自治体の補給金のみが原資となっているものではない。仮に自治体の補給金が清算金の原資の全てであると考えても、過去の互助会への補給金の支出は制度発足後平成16年度まででも1685億円であり(甲2号証の1 事実証明第三号)、この7割が退会給付金の原資であると見ても優に1000億円を越える。しかし現実に自治体に返還されたのは100億円でその1/10に過ぎない。即ち被告の主張するように重なる部分があるとしてもその部分はせいぜい10%に過ぎないもので、不当利得返還請求権の内90%は清算金とは重ならないと評価出来る。

又、退会給付金制度廃止に至る直近の互助会の財政は、退会給付金の支給が会費と補給金の合計を大きく上回り、責任準備金を取り崩して運用している実態にあり、従って不当利得返還請求権の対象期間の平成16年度及び平成17年の補給金は全てその年度の退会給付金やその他給付等の支出に費消され、清算金の財源としての責任準備金の一部を構成するような状況には無い。会計の原則からしてもその年度の支出はその年度の収入から賄い、それで不足の時は積立金等の準備金で充当するのが一般的である。そのように考えると、不当利得返還請求権に該当する補給金は全て何らかの支出に費消され清算金の一部を構成することはあり得ない。

以上から被告らの不当利得返還債務と清算金債務とが重なるとの主張は、その一部(10%)で認められる余地はあるが、直近の互助会の財政状況をも勘案すると失当であり、よって不当利得返還債務と清算金債務は別個の債権であると考えるべきである。

従って、充当合意により不当利得返還請求権に見合う部分について未受領分が生じる余地はないとの主張も失当である。

#### 八 互助会の財力について

互助会は既に清算手続中であり、返還請求に応じる財力が無く、債権の請求を行わなくとも違法に財産管理を怠っているにはあたらないと主張する。

しかしながら請求の履行可能性と、請求すること自体は全く別次元の事であり、互助会が仮にそのような事情にあったとしても請求を行わないことの正当な理由とはなり得ない。

又互助会の現在の財務状況の詳細をうかがい知る事は出来ないが、平成 21 年度予算書(案)には繰越金として 65 億円余が計上されており、残余の財産があれば自治体に返還する旨記載がある事からしても、現時点で財力に余力が一切無いとは言えないし、請求に対する履行可能性が全くないとは考えられない。(甲第 10 号証)

以上